⑯―２　補助金等の明細

（単位：千円）

区分	当期交付額	当期振替額					摘要
		建設仮勘定見返補助金等	資産見返補助金等	資本剰余金	長期預り補助金等	収益計上	
大学改革推進等補助金（大学教育充実のための戦略的大学支援プログラム）	3,000	―	―	―	―	3,000	
設備整備費補助金	396,583	―	282,712	―	―	113,870	
研究者海外派遣基金助成金（組織的な若手研究者等海外派遣プログラム）	894	―	―	―	―	894	
合計	400,477	―	282,712	―	―	117,764	

⑰　役員及び教職員の給与の明細

（単位：千円、人）

区分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	常勤	(58,846) 58,846	4	― ―	―
	非常勤	5,480	3	―	―
	合計	64,326	7	―	―
教職員	常勤	(2,617,314) 2,881,007	336	(369,366) 378,560	27
	非常勤	1,379,251	949	581	6
	合計	4,260,258	1,285	379,141	33
合計	常勤	(2,676,160) 2,939,854	340	(369,366) 378,560	27
	非常勤	1,384,731	952	581	6
	合計	4,324,585	1,292	379,141	33

㈱１．支給人員数は、報酬又は給与は年間平均支給員数で算出、退職給付は年間支給員数で算出しております。

㈱２．役員の報酬等の支給基準は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）及び人事院規則を参考に、本学役員報酬規則を定めております。

㈱３．常勤教職員の給与等の支給基準は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）及び人事院規則を参考に、本学職員給与規則を定めております。非常勤職員の給与は常勤職員の例に準じて決定されております。

㈱４．退職手当の支給基準は、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）を参考に、常勤役員は本学役員退職手当規則、常勤教職員は本学職員退職手当をそれぞれ定めております。

㈱５．上記には、賞与引当金繰入額（958千円）、退職給付引当金繰入額（5,211千円）、法定福利費事業主負担額（361,053千円）は含まれておりません。

㈱６．人件費の定義は、「国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」（平成18年２月22日総務大臣通知）により記載しております。

このうち、常勤の教職員は「ガイドライン」中の「常勤職員」、「在外職員」、「任期付職員」及び「再任用職員」から受託研究費等により雇用する者を除いた教職員のことであり、非常勤の教職員は、常勤の教職員、受託研究費等により雇用する者及び「ガイドライン」における「派遣会社に支払う費用」以外の職員のことであります。

㈱７．報酬又は給与及び退職給付の支給額の（　）書には、承継職員等に係る支給額を記載しております。